（参考資料）

TEC-FORCE 予備隊員への応募を検討されている方を雇用されている企業・団体等の皆様へ

＜企業・団体等の皆様へのお願い＞

○国土交通省東北地方整備局では、TEC-FORCE による被災地方公共団体への支援体制を強化するため、災害対応に係る専門的な知識・経験を有する民間企業等の人材を「TEC-FORCE 予備隊員」として募集します。「TEC-FORCE 予備隊員」は、災害時等に非常勤職員の国家公務員（以後、「非常勤職員」と記載します）として採用され、TEC-FORCE の一員として被災地等で活動いただく予定です。

○応募にあたり、現在、企業・団体等（以下、企業等と記載します）にお勤めの方については、所属企業等の承諾を要件としています。本制度の趣旨に鑑み、何卒御理解・御協力をお願い申し上げます。

※「TEC-FORCE 予備隊員」は、通年で非常勤職員の身分を持つものではなく、研修や災害派遣ごとに必要な期間のみ、非常勤職員として採用されることになります。本募集により「TEC-FORCE 予備隊員」として名簿登録された方の中から、災害派遣に必要な研修を受けるため、非常勤職員として採用し、研修を実施します（１日程度を想定）。また、災害時には、必要に応じ、名簿に登録された「TEC-FORCE 予備隊員」の中から個人の事情等（健康状態等の本人の事情、家族等の状況、企業等に勤務している場合の業務繁忙等を想定しています）を踏まえた派遣調整の上、被災地等で TEC-FORCE の一員として活動いただくことになり（１回１週間程度を想定）、TEC-FORCE 予備隊員への登録により、必ずしも災害時の派遣が義務付けられるものではありません。

※「兼業」について、国家公務員法等の国家公務員側での制約はありません。企業等側の雇用契約・就業規則等における対応について各企業等側でのご確認等をお願いします。

○研修や災害派遣期間が企業等側の勤務日と重複した場合の休暇取得等についても、御理解・御協力をお願い申し上げます。

＜企業・団体等の皆様へのお知らせ＞

○「TEC-FORCE 予備隊員」の名簿登録後、国土交通省東北地方整備局のウェブサイトにおいて、登録された予備隊員を雇用されている企業等のご紹介等を予定しています（任意）。

○TEC-FORCE 予備隊員に係る研修（1 日程度を想定）の受講後、希望がある場合は、各団体等で定める継続教育［CPD・CPDS］における受講証明の発行が可能です。

※CPD 単位としての認定可否の詳細は、各団体等にお問い合わせ下さい。

＜留意事項等について＞

○TEC-FORCE 予備隊員について、実際に非常勤職員として勤務し、給与等を支給するのは、任期期間中のうち、活動等に従事する期間のみとなります。

○公務上の災害については、国家公務員災害補償法の定めるところにより、常勤の国家公務員と同様の補償が受けられます。なお、休業補償、傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金等の金額は、国家公務員としての待遇に基づき算定されます。
○非常勤職員として採用された場合、研修時・災害派遣時のいずれも「国土交通省共済組合」の加入条件を満たさないため、「国土交通省共済組合」への加入は想定していません。
○企業等に勤務されている方が非常勤職員として採用された場合、労働基準法第 38 条に基づく「事業場を異にする場合の労働時間に関する規定の適用についての通算」は、国家公務員としての勤務時間が労働基準法上の労働時間でないため、適用されません。
○非常勤職員は、「利害関係者以外の者等との間における禁止行為」や「特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止」の適用を受けます。（民間人の立場・職務として実施した対価として、報酬を受領することは禁止行為に該当しません）
○非常勤職員となる方が、採用前に、民間企業の社員として国家公務員との利害関係者である場合、非常勤職員として採用された後も、当該国家公務員との利害関係者としての立場は継続します。
○非常勤職員としての勤務に伴い、企業等側で勤務しない場合の扱い（例えば、休暇の有給・無給の扱い）については、各企業等側のご判断となります。なお、非常勤職員は国家公務員法上の兼業が認められているため、非常勤職員としての勤務期間中において、企業等から、別途企業等側の勤務・身分に対する賃金等が支給されることや有給休暇等が適用されることは、差し支えありません。ただし、非常勤職員としての職務遂行中には、非常勤職員としての「職務に専念する義務」があることにご留意ください。
○建設工事などの受注者で、建設業法上の「専任」が求められている方が応募される場合、非常勤職員として採用されることで、「専任」要件に抵触する可能性があるため、ご注意ください。詳細は、「専任」を求めている当該建設工事の発注者等へ、お問い合わせいただきますよう、お願いします。
○「TEC-FORCE 予備隊員」のうち、過去に TEC-FORCE に従事した経験がある方の中から、別途委嘱の上、現役職員への技術伝承のための研修講師等を依頼することがあります。

＜不明点について＞

○本募集への応募についての質問等がある場合は、応募される方を通じて、東北地方整備局へお問合せをお願いします。